

別記第3号様式（第3条関係）

登録番号 指令 生衛毒劇 市第675号

毒物劇物一般販売業登録票

住 所 福岡市東区松島一丁目41番21号

氏 名 株式会社キシヤ

営業所又は店舗の所在地 鹿児島市新栄町20番24号

営業所又は店舗の名称 株式会社キシヤ 鹿児島営業所

毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた毒物劇物の一般販売業者であることを証明する。

平成28年9月27日

鹿児島市保健所長 徳留修身



有 効 期 間 平成28年10月1日から

平成34年9月30日まで

次期更新申請期限 平成34年8月30日まで

この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この書面を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。